

令和2年5月27日

保育園保護者 各位

寄居町長 花輪 利一郎

緊急事態宣言解除後の保育について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言後の登所自粛対応にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

おかげ様で保護者の皆様のご協力によりまして、緊急事態宣言期間中におきましても休園等の影響もなく無事に保育を行うことができました。改めて感謝申し上げます。

さて、国は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言を5月25日に解除いたしました。町といたしましては、これを受けて、下記のとおり対応することいたしました。

保護者の皆様におかれましては、緊急事態宣言解除後におきましても、引き続きお子さんや保護者の皆様の体調管理にご留意いただくとともに、国や県、町から発信される情報を注視いただきますようお願いいたします。

記

1 登園自粛要請の終了日・通常保育の開始日について

4月8日（水）から実施の登園自粛要請は、5月31日（日）をもって終了いたします。6月1日（月）からは、新型コロナウイルス感染症予防に留意した上で、通常に保育を開始いたします。

2 保育料の日割り計算による減免期間

4月8日（水）から5月31日（日）までといたします。
※後日通知いたします。

【お問合せ】

寄居町子育て支援課 保育所班
電話 581-2121
内線 201, 202